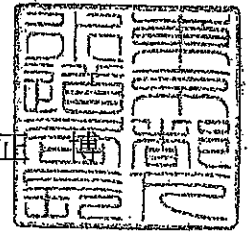


18下施排設第217号
平成19年3月22日

(社) 東京建設業協会 殿

東京都公営企業管理者
下水道局長 前田



ディスプレイ使用の取扱いについて (依頼)

下水道事業につきまして、平素より格別のご理解とご協力をいただき深く感謝しております。

東京都下水道局ではディスプレイの取扱いについて、下水道条例施行規程を改定し（平成17年5月1日施行）、単体ディスプレイは設置できないことにしております。設置できるディスプレイを「ディスプレイ排水処理システム」に限定し、都民や関係機関の皆様のご理解とご協力をいただいております。

なお、(社)日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスプレイ排水処理システム性能基準(案)」(平成16年3月)に適合したもののうち、下水道局が設置を認めたものが設置でき、これらのシステムには評価機関が発行した標章(適合シール)が貼られています。

また、設置する際には、事前に東京都下水道局へ届出を行い、維持管理が適切に行われることを確認することとなっております。

都民の皆様のご理解をいただくため、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

[問い合わせ先]

東京都下水道局 施設管理部 排水設備課
TEL直通 5320-6583